

1問 裁判官・検察官の給与について、人事院勧告に自動連動させる制度を見直し、その職務の責任と専門性に応じた独自の給与改定制度を検討すべきではないか、法務当局の所見を問う。

- 現在の裁判官・検察官の給与制度は、その職務と責任の特殊性を反映し、また、その給与水準において一般の行政官に対比しある程度の較差を保つよう、対応する特別職及び一般職の俸給月額の改定率に応じて改定額を定める「対応金額スライド方式」を採用している。
- これは、(一般職の)国家公務員の給与に関する人事院勧告の重要性を尊重しつつ、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスにも配慮した上で、裁判官・検察官の職務と責任の特殊性を給与体系に反映させようとするものであり、合理性を有するものと考えている。

(参考答弁1) 第163回国会平成17年10月27日参・法務委員会

- 最高裁判所長官代理者(山崎敏充君) (略) 委員はよく御承知だと思いますが、裁判官につきましては、いわゆるキャリアシステムが実際上の原則といいますか、大多数の裁判官がそういう形で任用されているという現状がございますものですから、裁判官の給与体系につきましても、これは同様にキャリアシステムを取っております他の国家公務員の給与制度と全く無関係に考えるということにはできないということから、現在の法律の考え方というのは国家公務員全体の給与体系の中で裁判官の給与というものをバランスの取れたものにしていくという、こういう考え方に立っているというふうに私ども理解しておりまして、それはそれで合理的な考え方ではないかと思えます。

こうした考え方の下で、現在の裁判官の給与制度、この給与の仕組み
において職務と責任の特殊性を反映いたします。また、その給与の水準
において一般の行政官に対してある程度の格差を保つように、いわゆる
対応金額スライド方式と申しておりますけれども、一般の公務員の特別
職あるいは一般職の俸給の水準とリンクさせるような形で決めていっ
ているということをごさいます、これは裁判官の職務の特殊性を給与
体系に反映させるものとして相当の合理性があるのではないかという
ふうに思っております。

従来、こういう考え方にとりまして、一般の政府職員の給与が改定される場合に、それに準じて裁判官の給与を改定してまいりました。増額ということがございましたし、過去二回ばかり減額ということもございましたが、そういう形で連動させて改定することによって、先ほど来申し上げておりますバランスというものを維持していくという、こういう考え方でやっておるところでございます。

(参考答弁2) 第216回国会令和6年12月12日衆・法務委員会

- 萩原委員 (略) 法案の賛否につきましては、我々日本維新の会、前例踏襲ではなく、今回のインフレの状況であるとか、裁判官、検察官の皆様を取り巻く直近の状況、これを考えて慎重に判断していきたいと考えております。(略) 釈迦に説法ではあるんですけども、こうして別途法務委員会が開かれているとおり、国家公務員法は特別職には適用されず、人事院が状況に適応して給与を勧告するという規定は適用されません。一般行政職員とは昇給パターンも大きく異なる中で、一般政府職員の給与改定に準じて俸給を上げる意味、これがどこにあるのか、お答えください。
- 鈴木国務大臣 そもそも論になりますけれども、人事院勧告、これについては、一般職の国家公務員の労働基本権制約の代償措置として、その給与水準を民間の給与水準に準拠して定めるということがあるということ、まずもって、その点については合理性があるんだろうと思っております。その上で、一般の政府職員の俸給表に準じて、裁判官の報酬月額そして検察官の俸給月額、これを改定するということについては、裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性を反映させつつ、やはり人事院勧告の重要性を尊重して、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスの維持

を配慮する、この双方の観点に基づくものでありまして、そういった形で、裁判官そして検察官の報酬、俸給の月額を決めるということは合理的であろうというふうに私どもとしては考えております。